

韓国産業システムは、フォーディズムが維持されている局面と見るか、ポスト・フォーディズムに移行しつつある局面とみるか明らかにしてもらいたい。第3に、現在韓国ではサムスン・グループ

が最も競争力を保持していると見て差し支えないだろうが、サムスンでは労組が存在しない。その点はどのように捉えるのか。以上の点で、今後さらに論点が深められることが期待される。

南北交流協力に関する韓国の法制度 — 政府の行為に対する法的規制 —

三 村 光 弘（環日本海経済研究所）

本報告は、（1）これまでの大韓民国（以下、韓国）の南北交流協力の経緯を概観し、（2）現在の南北交流協力に関する法制度の内容の紹介・検討し、（3）『南北関係発展基本法』案等、新規立法や現行法の改正についての議論について検討し、（4）今後の南北交流協力に対する法的規制の方向性について韓国内の議論を参考にしつつ検討することにある。

南北交流協力は、1988年7月の韓国の盧泰愚大統領（当時）による『民族自尊と統一繁栄のための特別宣言』を契機に開始され、南北間では、香港などを経由した間接貿易が始まり、1989年1月には当時韓国最大の財閥であった現代グループの創始者、鄭周永氏が訪朝するなど、経済人の交流も行われるようになった。

1990年8月には『南北交流協力に関する法律』と『南北協力基金法』が制定され、民間による南北経済交流が制度化された。1991年12月13日の『南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書』では、南北間の合意として、「資源の共同開発、民族内部交流としての物資交流、合作投資など経済交流と協力」や「科学、技術、教育、文学、芸術、保健、体育、環境と新聞・ラジオ・テレビおよび出版物をはじめ出版・報道などさまざまな分野で交流と協力」の実施を規定している。

1998年2月に誕生した金大中政権は、対北政策において「太陽政策」を実行し、民間経済交流だけではなく、韓国政府の政策として、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国とする）に対する関与政策をとった。

2000年6月15日の南北共同宣言は南北の関係を「国の統一問題を、その主人であるわが民族同士が、互いに力を合わせて自主的に解決する」主体とへと変化させ、南北は「経済協力を通じて、民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境など、諸般の分野の交流を活性化させ、互いの信頼を固めていく」関係となった。

その後3年余りの間に南北閣僚級会議が合計11回開催された。その他、経済協力、道路・鉄道連結など各種の実務接触も数多く行われた。南北交流協力における政府の役割が大きくなっているのが金大中政権以降、特に南北共同宣言後の特徴である。

現在の南北交流協力を規定する法としては、憲法（前文、第3条の領土条項、第4条の平和統一条項）、国家保安法、南北交流及び協力に関する法律、南北協力基金法があげられる。現行法では、南北交流協力における政府の行為や、南北間での合意の法的効力について規定が行われておらず、増大する南北間の経済交流、人的交流、情報交流

の趨勢にも十分対応できているとはいえない。

そのため、『南北関係発展基本法』案(2003.4.28)の立法や『南北交流及び協力に関する法律』、『南北協力基金法』の改正についての議論が国会において行われている。

国会での議論は、南北関係の深化と質的変化にともなう、対北接触（北の住民との面会や連絡等）に対する許可制の届出制への変更、政府の関与の高まりにともなう、政府の行為を直接に規制する法律の立法などである。これらは与野党間の対北政策の対立、韓国社会における共和国に対する対応に関する見解の対立などから、議論は議論は簡単に進まず、本会議に上程されたのは、インターネット対北接触の事前承認制を不要にする改正

案のみである。

国会での議論が難航しているとはいえ、韓国における南北交流協力の現状を考えると、今後、南北交流協力に対する法的規制は以下のような方向性を持つ必要がある。これらは2000年6月以降の南北関係の進展の中で実際の必要として要請されている内容である。

1. 南北関係の法による定義
2. 対北関係における政府の行為を規制する法制度の必要性
3. 南北間での合意事項の国内法での履行のための法制度の必要性
4. 対北接触の自由化
5. 基本人権と国家安全保障とのバランス

COMMENT

坂 田 幹 男（福井県立大学）

報告者の三村氏は、これまで北朝鮮の憲法を始め種数の法律について研究してこられ、この分野では日本の第1人者といって過言ではない。今回、将来の南北統一問題における法律面での問題を視野に入れて、韓国の南北交流協力に関する法制度について報告された意義は、大変大きいと考える。そうした意義を認めつつ、三村報告に対してここでは2点についてコメントしてみたい。

まず、一般論として、金大中政権は、南北協力に対して、従来までの「政経不分離」政策から「政経分離」政策へと大胆な転換を図ったとされているが、その実態は、きわめて政治性の高い対北政策（＝「太陽政策」）であった。南北協力資金は、金大中政権が「太陽政策」を行う場合の（国会の承認を必要としない）いわば、フリーハンド資金であった。明確な政治的意図を持って進められた「太陽政策」に対する国民の批判は無視し得ないものであり、対北政策に対する透明性の確保

は不可避の課題であった。

金大中政権の政策を継承したとされる盧武鉉政権が進める南北交流協力政策は、この点で前政権と基本的にどのような変化が認められるのであろうか。透明性を増し制度化を進めると、政府のフリーハンドの余地は消滅し、対北政策は制約を受けることになる。場合によっては、南北関係は悪化することも予想される。このジレンマをどのように克服するかが、盧武鉉政権の最大の課題ではなかろうか。

もう一点は、国際政治情勢と法律制度の関係である。南北交流協力に関する法制度は、朝鮮半島情勢の変化によって雲散霧消してしまう危うさをかかえている。たとえどのような法律制度が整備されたとしても、ひとたび南北関係が悪化すればその拘束力は無力化する可能性がある。南北経済協力における最大の問題点は、安全保障と政治がすべてに優先している点にある。